

## 日中戦争開戦当初における 対植民地・「満州」米政策

大豆 生田 稔

### はじめに

本稿の目的は、戦時食糧政策を分析する前提作業として、日中戦争開戦当初の時期において、政府・農林省が植民地・「満州」・「北支」・「中支」(以下「」を省略する)の米穀生産・流通をどのように規制しようとしていたのかを検討することにある。

いわゆる「日満支経済ブロック」構想は、戦時農業政策を規定する主要な要素の一つとなった。したがって、その一環としての食糧政策の決定過程においても、外的(内地からみて)な規定要因を無視できないことは言うまでもない。本稿では、ひとまず対象を米に限定して分析をすすめるが、<sup>(1)</sup>米穀の生産流通に關与する農林省の米穀政策は、内地を取りまく経済圏の動向をふまえて決定され、同時に外に向けてさまざまな施策を構想していった。

そこで、ここでは、①開戦当時すでに米穀供給地として内地の米穀供給に不可欠となっていた植民地、および米穀生産を急増させ近い将来に内地に対して輸出を開始すると一般にみられていた満州からの米穀供給を、農林省はどのようなとらえ、米穀政策をすすめる上でそれに如何なる位置づけを与えていたか、②植民地・満州からの米穀輸移入

に対して農林省はどのような措置を講じようとしたか、③それらの施策は内地における米穀政策の展開にとって如何なる意義をもっていたか、について検討していきたい。

戦時食糧政策を対象とした研究は、戦前から蓄積されてきたが、開戦当初に時期を限定すれば、それは比較的手薄であったと言えよう。この時期の植民地・満州・北支を含んだ「日滿支経済ブロック」の食糧政策をあつかった戦前期の成果として、木村靖二氏の研究<sup>(2)</sup>をあげることができ、この時期の食糧政策を解明する場合に重要な、内外の諸政策の相互関連は、ここでは必ずしも十分に明らかになっていない。

また近年の研究では、開戦当初には、移入植民地米によって米穀供給が過剰傾向にあるという外的な条件があったため、戦時下においても供給確保の問題は重視されず、積極的な米穀増産措置がとられなかったと一般に指摘されている。<sup>(3)</sup>しかし、増加する植民地米移入や満州米作の急速な発展は、客観的には、食糧供給の確保を課題とする戦時食糧政策にとって好条件であったと言えるが、後述するように、開戦当初には十数年にもわたる長期戦は予想されておらず、したがって、この好条件もそのまま放置すれば、来るべき「戦後」には米価の下落を促進する要因に転化するものでもあったのである。このため開戦当初の農林省は、政策決定の過程でこの好条件を単なる好条件とは認識しなかった。したがって、その政策構想ならびに諸施策は、「戦後」の諸問題を睨んだ複雑なものであったと考えられる。

以上をふまえて、本稿では開戦当初の一九三七・三八年を対象に、この時期における米穀政策をめぐる外的な諸条件の変化に対する農林省の対応策をできるだけ具体的に明らかにし、さらに、それが内地の米穀政策にとって如何なる意味をもつものであったのかを検討していきたい。

註

(1) この時期の食糧政策を分析する場合、食糧農産物を米のみに限定せず、少なくとも小麦・雑穀なども対象とすることが

必要となるが、それらを含んだ総合的な検討は後日に譲りたい。

(2) 木村靖二『日本戦時食糧政策』一九三九年九月。

(3) 田中孝「戦時農業統制」(東京大学社会科学研究所編『ファシズム期の国家と社会2 戦時日本経済』一九七九年)三四  
五―六頁、拙稿「一九三〇年代における食糧政策の展開」(『城西経済学会誌』第二〇巻第二号、一九八四年)六五―九頁、  
平賀明彦「日中戦争の拡大と農業政策の転換」(『歴史学研究』第五四四号、一九八五年)七―八頁、など。

## 一 満州米穀管理

本節では、内外地をとりまく満州・北支・中支の米穀に対する農林省の政策構想と諸施策をみるが、ここではとりわけ生産量が多く、内地の米穀需給関係に多大の影響を与えると一般に予測されていた満州を中心に検討しよう。

第一次近衛内閣が発表した「財政経済三原則」は、農業政策に対しても大きな影響をあたえた。すなわち、「日満両国を通じて経済力の充実発展を図ること肝要にして生産力の拡充、国際収支の適合及び物資需給の調整の三点を主眼とする総合的計画の具体案を樹立するを急務とす、而して右具体案は日満両国を一体とする見地に立ち之れを立案するの要あり<sup>(1)</sup>」とする三原則により、満州農業の動向は、あらためて、日本の農業政策の決定を左右する重要な要素となったのであった。

このため、農林大臣有馬頼寧は三七年六月、「今後の農林行政はひとり日本内地のみを対象とすべきでなく内地、外地および満州の三者を対象として根本対策を樹立すべき」であると述べ、「農林根本対策」の樹立にのりだした。<sup>(2)</sup>

それでは、満州農業、とりわけ米穀生産は農林省の米穀政策の決定にどのような影響を与えたのであろうか。

一九三〇年代なかばの満州米作の伸長はめざましく、三四年から三七年にかけて水稻作付面積は一一万五九八六ヘクタールから一九万九六八九ヘクタールへ、水稻收穫量は二二万五三三三トンから五二万一五六〇トンへと急増した。<sup>(3)</sup>

第1表 満州の米穀輸入数量

(トン)

年次	1932	1933	1934	1935	1936	1937
日本(内地)	3,872	4,351	10,597	7,200	3,018	3,285
朝鮮	4,365	13,731	8,456	15,152	5,168	3,861
中国	1,612	6,101	14,865	6,563	28,735	25,393
香港	1,628	3,648	4,139	3,492	6,225	3,480
インド	753	308	17,444	16,341	11,530	21,438
仏印	350	5,483	18,013	29,710	34,731	12,244
ビルマ	51	3	506	902	15,937	2,956
その他	—	0	27	892	1,713	—
合計	12,631	33,625	74,047	80,252	107,057	72,357

資料 満州糧穀株式会社『康徳七年度満州糧穀要覧』1940年、114頁。原資料は『満州外国貿易統計』各年次。

- 註 (1) 台湾は日本に含まれるものと考えられる。  
 (2) 輸入相手国は仕出国を意味する。

このため、三二年以来増加する一方であった米穀輸入量は三六年をピークとして減少に転じ、また三五年からは内地、翌年からは朝鮮からの輸入が激減するにいたったのである(第一表)。

このような満州における米穀需給関係の変化は、近い将来に満州が、仏印などからの安価な外米にある程度依存しながらも米穀の自給を達成し、さらに満州産過剰米をかかえるようになって、それを日本に向けて輸出し始める可能性が高いということとを農林省に予想させた。すなわち、一九三七年初頭における満州の米穀生産と米穀需給関係は、「事変後の日本人口の急激な膨張と軍部の需要増加のため、八、九、十年度における朝鮮米輸入量は逐年増加してゐたが、昨年より満州国内産米の激増により朝鮮米の輸入も激減し一兩年後には過剰に転ずるものと見込まれる状況である<sup>(4)</sup>」と一般に報じられていたのである。

したがって、満州の米作の急速な成長は、内地・外地のみならず満州などの農業の動向を考慮しなければならない農林省の米穀政策にとって、その基本線を規定する主要な外的要因となつたのである。

それでは、農林省は満州の米作の急成長をどのようにに認識し、それにどのように対処しようとしていたのであるか。

農林省は内地・外地を通じた米穀需給関係を、日中戦争が始まった一九三七年時点においてなお、供給過剰基調にあるとしていた。したがって農林省は、米穀政策の遂行にあたって、将来過剰に転換すると予想された満州産米が内地に流入することを極力阻止するため、その生産を抑制することを企図していた。<sup>(5)</sup>

このため、はやくも三七年一月八日、農林省米穀局は、満州産業開発五ヶ年計画の一環として満州側が提示していた米の増産計画に対し、「米ニ関スル限り明ラカニ之ガ是正ノ必要アリ」と主張し、さらに「米ニ付テハ内地ニ於ケル需給関係ヲ考慮シ適当ニ生産ノ調整ヲ行フコト」という規定を、満州側が作成した「満州産業開発五年計画綱要」の中に、新たに明記すべきであるという意見書をまとめていた。<sup>(6)</sup>

さらに、満州を含めた農業政策の樹立を目指して、農林省は三七年六月一八日から毎週定例省議を開催したが、その第一回省議では、「米のごとき満州において増産政策をとるとすればわが国の農家経済は米価暴落によつて極度に脅かされることとなるので満州における米作には許可制を採用するといふ政策をつゞけて貰ふ<sup>(7)</sup>」ことを満州に要求することが議論されたのである。

これに対し、満州側はどう対応したのであるうか。満州では、日中戦争勃発前から、満州農業政策審議委員会が組織されて、同地の農業政策の基本的な枠組みが検討されていた。<sup>(8)</sup>この審議委員会には農林省出身の官僚が加わっていたし、さらに満州の農林行政を実質的に管轄する産業部農務司の司長には、三七年二月から農林省経済更生部出身の五十子巻三が就任していた。したがって、満州の農業政策決定にあたっては、農林省は強い影響力を有していたと言えよう。

このため、満州農業政策審議委員会は、満州産米が大量に内地に流入することによって、農林省が内地・外地を対象にすすめていた米穀政策を攪乱することのないようにするため、三七年六月、次に報じられたような「米穀統制」に着手する方針を決定した。

満州国の企てる米穀統制は日本人移民の農作物が収益率の最も大なる米に集中することを必至となしその結果日本米穀市場に打撃を与へることなきやう未然に防ぐ見地より出発せるもので、次の如く嚴重を極めた統制を行ひ、寧ろ専売制に近きものである

一、米の生産に就いては政府の指定を受け一応国家が買上げる

一、配給に当つては専売制と大差なき方法を採用し、輸出入の管理をも行ふ

一、農作物生産配給統制法とは別に米穀に関する生産配給統制法を実施する<sup>(9)</sup>

この三項目の方針に明記された「専売制」・「生産配給統制法」の実際の方法は明らかでないため、この「米穀統制」の具体策については不明な点が多い。しかし、満州産米の対日輸出については、第二項で満州政府による管理が明確に規定された。

翌三八年にはいり満州の「米穀統制」はより具体化した。すなわち、産業部農務司の検討の結果、①新たに満州に「満州米穀管理会社」を設立して満州産米の買上げ・貯蔵・配給を実施し、満州・関東州を対象に産米の専売制を施行する、②対日輸出は「絶対」に行わない、とする「具体案」をまとめたのである。<sup>(10)</sup>

この「具体案」を携えた五十子農務司長は同年二月に来日して、政府・農林省と満州の米穀管理制度について検討することになった。

こうして、三八年年一月に國務院會議・參議府會議で決定されることになる米穀管理法・満州糧穀株式会社法に基づく満州米穀管理制度の主要な規定のうち、①「米穀管理会社」(満州糧穀株式会社)による専売制の施行、②対日米穀輸出の制限、という二項目については、日中戦争開始直後にはすでに決定をみていたのであった。

このように、農林省は米穀政策を遂行するにあたって、まず、発展しつつある満州の米作による供給に依存することなく、むしろそれを排除することにより、政策の対象を内地および植民地に限定しようとしたのであった。

## 註

- (1) 安藤良雄編『近代日本経済史要覧』一九七五年、一二七頁。
- (2) 『大阪毎日新聞』一九三七年六月一九日。
- (3) 満州糧穀株式会社『康徳七年度満州糧穀要覧』一九四〇年、九四―五頁。
- (4) 『満州日日新聞』一九三七年二月九日。その要因については、同紙によれば、「水稻作は元來移住鮮人の特技と称せられてゐたが、近年水稻作の有利なことが知れると共に満農にも栽培せられるようになったことがあげられている。さらに満州農業移民の増加が「一層水稻の栽培に拍車を掛けるであらう」(同、一九三七年三月二日)と一般に予想されていた。
- (5) 第七三議を終了後に農林省が着手した「政策の基本的研究」のうち、一つの主要な課題となった、「日滿支農業ブロック」内の「三盟邦を打つて一丸とした適地適作主義」による増産の方策を検討する場合にも、省内では、満州の米穀増産を抑制するためその「採用は少くとも米を除く主要農林畜産に適用」すべきだという議論が「有力」であった(『大阪毎日新聞』一九三八年四月一〇日)。
- (6) 農林省米穀局「満州産業五ヶ年計画ニ関スル意見(米穀局)」△『満州ニ於ケル米穀管理制度要綱案』▽一九三七年一月八日。以下△▽内は農林水産省農業総合研究所蔵「荷見文庫」所収の資料である。これに対して、拓務省は農林省とは異なる見解を有していたようである。すなわち、拓務省の予測によれば、満州では、「移民ニ依り累年「米穀の——引用者、以下同様」生産ヲ増加シ」ても、一九四九年においてなお三二万五〇〇〇石の不足を生じるとし、「我が内地米ヲ圧迫スルガ如キ事ナキ」とみていた(『将来ノ満州ニ於ケル糧ノ需給』△『満州ニ於ケル米穀事情関係書類』一九三六年▽、拓務省用箋を使用)。
- (7) 『大阪毎日新聞』一九三七年六月一九日。
- (8) 「満州国農政審議委員会の結果」(『朝鮮の米ニュース』)△『朝鮮ニ於ケル米穀関係綴』▽一九三七年五月二二日。
- (9) 同右、一九三七年六月九日。
- (10) 『大阪毎日新聞』一九三八年二月八日。同紙によれば、その「概要」は次のとおりである。
- 一、満州国および関東州における産米に専売制を布く
- 一、米穀買上貯蔵配給機関として満州米管理会社(仮称)を創立し同社は資本金二千万円の特許会社となる
- 一、現在生産高卅万キロトン(昭和十六年度において五十万キロトン)に増されるが全部現地で消費し日本へは絶対に輸出

第2表 植民地における米穀生産・消費・対内地移出数量

(1,000石)

年度	朝鮮			台湾			
	生産量	消費量	対内地移出量	生産量	蓬莱米	消費量	対内地移出量
1930	13,702	8,584	5,167	7,111	1,806	4,988	2,185
31	19,181	10,537	7,992	7,516	1,909	4,874	2,699
32	15,873	8,392	7,198	8,073	2,943	4,676	3,419
33	16,346	8,508	7,532	8,666	3,426	4,782	4,217
34	18,193	8,710	8,953	8,934	4,286	4,270	5,124
35	16,717	8,134	8,435	8,906	4,496	4,201	4,511
36	17,885	8,508	8,971	9,532	4,639	4,634	4,824
37	19,411	12,579	6,736	9,231	4,783	4,486	4,856

資料 農林省米穀局『米穀要覧』1941年, 朝鮮総督府農林局『朝鮮米穀要覧』1940年, 台湾総督府米穀局『台湾米穀要覧』1939年。

- 註 (1) 年度は米穀年度(前年11月—其年10月)である。  
 (2) したがって, 生産量は前年のものとなる。  
 (3) 台湾の蓬莱米生産量は内数である。

しない、従つて満州国人に米の使用を普及せしめる関係  
 上日本に比して著しく低売価政策を採らしめる  
 一、専売実施と同時に米穀管理法を公布し米穀の国家管理  
 を公文化する

## 二 台湾米穀移出管理

一九三〇年代初頭から三七年にかけて、内地の植民地米  
 移入量はほぼ一貫して増加していった。朝鮮米移入量は、  
 三五年から三六年にかけての生産量の一時的な減少と三七  
 年からの消費量の急増のため、三〇年代なかばには停滞す  
 るものの、依然内地総供給量の一割程度にのぼる量を維持  
 していた。一方、台湾では、三七年までは消費量の急増は  
 なく、さらに内地むけの蓬莱米を中心とした米穀生産が三  
 二年からめざましく進展したため、内地に流入する台湾米  
 は急速に増加していた(第二表)。

このため、当年度内地産米量と前年度持越量と合計をし  
 た内地の供給量だけによる米穀自給率は、一九三〇年に八  
 八・六%であったのが以後漸減をたどり、三六年には八  
 二・六%へと推移した。<sup>(1)</sup>



したがって、三七年末から三八年時点において、戦時という特殊状況を考慮しなければ、農林省は従来の需給関係から判断して、植民地米の移入量を制限しようとする政策を転換する必要性を認識していなかった。

さらに農林省は、そうした特殊状況を考慮しても、植民地米の供給量を積極的に拡大しようとする施策を講じることはなかった。農林省のこうした判断の根拠には、従来指摘されているように、米穀供給が過剰であるとの認識が米穀局ないし農林省を支配していたことがあったが、それに加えて留意すべき点は、政府・農林省が、比較的短期間のうちに戦時状態は解消すると判断していたことがあげられよう。

つまり、三八年八月に米穀局長周東英雄は、「此ノ戦争状態ハ此処四、五年デ済ムトモ思ハヌガ五年十年掛ルトモ考ヘヌ」とし、「日露等ノ戦後ノコトカラ考ヘルト一番打撃ヲ受ケルノハ農村デアルカラ今カラ農村ノコトヲ考ネバナラヌ」と述べている。さらに翌三九年三月の貴族院本会議においても、農林大臣桜内幸雄は、「外地ニ於テ非常ナル増産ガ急ニ出来タト致シマスト云フト、ソレガドウ影響ヲ及ボスカトフ云コトニ付キマシテモ、可ナリ考ヘナケレバナリマセヌ、出征シタル将士ガ帰ツテ来テ農村ノ事業ニ従事スル時ニ、其ノ従事シテ得タル農産物ニドウ云フ影響ヲ及ボスカト云フトモ亦考ヘテ見ナケレバナリマセヌ」と発言している。<sup>(4)</sup>

すなわち、農林省は数年のうちに戦争が終結するとの判断をもとに戦時農業政策を構想し始めたのであった。このため同省では、外地からの米穀供給を急速に増加させる施策を実施することは、戦時の米穀供給をさらに安全にするもの、それが「戦後」には供給過剰をさらに促進する要因となり、「戦後」の農村不況をより深刻化させることになる<sup>(5)</sup>と判断していた。このため農林省は、開戦当初には植民地の米穀増産を極力回避しようとしたのであった。<sup>(6)</sup>またさらに、植民地からの供給が海上封鎖によって杜絶する場合も一応は想定されていた。<sup>(7)</sup>このため、開戦当初に植民地は、戦時における供給確保を安全にするための応急的な増産政策の対象地としては、ほとんど考慮されなかったのである。

こうして農林省は、供給確保を目的とする短期的な米穀増産の必要がある場合には、可能な限り内地でそれを実施し、「「已ムヲ得ザル部分ニ付テ朝鮮及ビ台湾ノ協力ヲ得タイト考ヘテ居」<sup>(8)</sup>」たのである。このため開戦当初には、一九三四年に中止された朝鮮の第二次産米増殖計画が再開されることはなかったし、同年から始まった台湾の米作抑制策<sup>(9)</sup>も依然として継続されたのである。

一方、内地では三六年から農林省を中心として、米穀取引所による米穀配給機構を再編成しようとする検討がすすめられていた。それははじめ米穀市場機構の改革に限定されていたが、戦時下の三九年四月に公布された米穀配給統制法はそれを一歩すすめて、米穀流通の全機構に政府が規制を加えようとするものであった<sup>(10)</sup>。

内地の米穀流通機構に対する政府の規制が、戦時において一層強化された理由として、第一に言うまでもなく、戦時下の米穀流通を円滑にすることがあげられるが、さらに第二に、やはり「戦後」に想定された問題に対処すること<sup>(11)</sup>をあげることができよう。つまり、三八年八月、周東米穀局長は、「戦後ニ於テ或ハ起コルコトアルベキ農村不況、或ハ一般ノ不景気等ガ若シモ起コツテ来タ場合ニ於テ「中略」食糧問題ニ就イテ或種ノ統制ヲシテ置クコト」が有効であるとし、そのために「今日ノ場合ニ於イテ必要ナル配給機構ノ規整ヲスルト云フコトハ、当然必要ナ問題ニナツテ来ル」<sup>(11)</sup>と述べた。つまり、「戦後」に予測されていた内地における米価の下落に対処するためにも、米穀流通機構に対する農林省の規制を強化する必要があると認めていたのである。

ところで、内地の流通機構を規制する場合、それを完全にするためには、大量に移入されていた植民地米をもその対象しなければならなかった。すなわち、農林省にとっては、「米ノ配給機構ニ付テ是非内外地共ニ或種ノ統制ヲ加ヘル」<sup>(12)</sup>ことが必要となったのである。

このように農林省は、一方で植民地米の供給増加を抑制しながら、他方で移入植民地米を内地の流通機構の規制政策のなかに組み込むことを企図していたのであった。

一方、植民地側でも日中戦争勃発前後の時期に、米穀の生産および流通に関する独自の政策を展開しようとしていた。そこで、ここでは主に台湾を対象にして、三七・三八年の時期に総督府が如何なる政策を構想し、それをめぐって農林省・総督府がどのように対応しながら政策が決定されていったのかをみることにしよう。

台湾総督府が、島内産業の中で最も大きな比重を占める農業の発展策を講じようとする場合、大きな障害となっていたのは三四年以来の土地改良事業の停止措置であった。これは、「総督府と致しましては、吾が国〔日本〕の米穀政策に歩調を合せて行くために、やむなく採つて参つた方策」であった。しかし、台湾においては土地改良事業は特に重要で、「土地改良や水利施設といふことは、特に熱帯地に於ては絶対に必要なことでありまして、之を怠りますと地力は衰へ生産力は低下していく」から、「以上のやうな方策〔土地改良事業の停止〕は台湾農業の発達のためには非常に大きな損失」であると総督府は認識していた。<sup>(13)</sup>

このため、土地改良事業の再開を実現することが重要な課題となったが、それが結果として米作の発展をまねくようであつては農林省の米穀政策とは整合せず、その実現性は薄かつた。したがって、台湾総督府の農業政策の重要な課題は、台湾米作抑制の方針を維持したままで、土地改良事業の再開をはかることであつた。

一方、台湾総督府は積極的な米穀増産政策をとることができなかつたため、新たな農業政策の方向を模索していた。そしてその結果総督府は、内地では生産できないため多くを輸入に依存していた、熱帯地方特有の工芸農産物の生産奨励策を重視することになった。

つまり、台湾総督府殖産局農務課長一番ヶ瀬佳雄は、三七年一月二二日から二六日にかけて五回にわたつて、『台湾日日新聞』紙上に「台湾農産業の新らしき使命」と題した論稿を発表している（以下、同紙による）。そのなかで一番ヶ瀬は、「台湾における今迄の農産計画は〔中略〕米と甘蔗の増産がその根幹をなし」てきたが、「外地米の生産増加が喧しい米穀問題を惹起し」ているから、「台湾等に於てはたとへ内地に比し米の生産が安く出来得るとして

も、供給過剰に苦しみつつある現状より見るときは、徒らに高米価に刺激されて米作偏重に陥ること」があつてはならず、それに代わつて、「もつと国家的に重要な而も熱帯地に於て始めて生産出来得る農作物の生産に新目標を置いて之が有利栽培にその進路を展開しなくてはならぬ」とし、<sup>(14)</sup>この工芸農産物の増産こそが「現在台湾に課せられたる産業上の重要な課題であり、其の解決こそ台湾農業将来の発展飛躍を約束せしむるの途」であると主張した。そして一番ヶ瀬は、「台湾に於て、母国が生産することの出来ない多くの熱帯有用植物」のうち生産を拡大すべき農産物として、黄麻・苧麻・蓖麻・棉花などをあげた。

台湾総督府が構想していたこのような農業政策を実施していく場合に、最も障害になつたのは米穀統制法などによつて引き上げられた内地の米価であつた。すなわち総督府は、移出向けの蓬萊米の生産が急増した主因として、内地米価の相対的な高値を指摘していたのである。<sup>(15)</sup>したがつて、台湾内で地主・生産者が販売する段階の米価水準を低下させない限り、有利な作物の米から工芸農産物への転換は困難であり、また土地改良事業の再開も不可能であつた。

このため、台湾総督府は、新たな農業政策をすすめる前提として、台湾における米価水準の操作を可能にする施策の検討にのりだした。

それは、三七年後半から具体化する台湾米穀移出管理制度の構想であつた。<sup>(16)</sup>すなわち、同年一〇月一日に総督府が作成した「台湾米穀管理要綱」<sup>(17)</sup>によれば、この制度の目的は「本島産業政策ノ転換ヲ策シ帝國經濟圏内ニ於ケル台湾特有ノ使命ヲ全ウセンガ為米穀ノ輸移出ヲ國家ノ管理ニ属セシメ米価ノ調節ヲ図リ以テ各種特用作物ノ生産奨励ヲ期スルト共ニ農業ノ多角化ヲ促進シ農業經濟ノ安定ヲ図ラントス」ることにあつたのである。そして、この制度は三八年度からの実施が予定されていた。

この「要綱」によれば、①移出米はすべて台湾総督府が買い上げる、②買い上げ価格は総督府が定める、③総督府は買い上げた移出用米穀を指定の価格によつて移出業者に販売する、④売買収益を財源にして土地改良事業を再開す

る、ことなどが企図されていた。この制度のねらいは、移出米すべてを総督府が買い上げて管理することにより、台湾における米価の水準を引き下げることにあつた。すなわち、総督府は、「台湾ノ米価ヲ台湾ノ経済事情ニ適合セシメ以テ台湾産業ノ健全ナル発達ヲ図ラザルベカラズ」としていたのである。<sup>(18)</sup>

しかしこの「要綱」は、植民地米に対して生産・流通の両面から規制を強化しようとしていた農林省の承認を、直ちに得ることはできなかった。つまり三七年一〇月、拓務省を通じて農林省にもたらされたこの「要綱」に対して、同省米穀局外地課は、①農林省がこれまで台湾において実施してきた季節出回数数量調節のための米穀の売買ができなくなる、②対内地移出量に影響力をもつ台湾における外米輸入量が台湾独自に決定されることになる、という二点を指摘し、そのため「内外地を通じ一貫し来れる米穀政策に支障を来す惧」<sup>(19)</sup>があるとする意見書を作成した。

この意見書は、「要綱」を検討するため同月下旬にしばしば開催された農林省米穀局の会議において、反対意見がさらに付け加えられた。現存する資料のなかで最終稿に最も近いものと考えられる一月二九日の意見書には一一項目が列記されている。そこでの新たな「要綱」批判としては、③総督府が管理する米穀を月別平均的に内地に移出するという規定がない、④総督府の買い上げ価格が適正でない場合には内地への移出量が不適當となる、などがあげられている。<sup>(20)</sup>

農林省米穀局の「要綱」批判の基本的な論拠は、三六年に施行された米穀自治管理法によって、米穀供給過剰時に過剰米の流通を制限する制度が内地・外地を通じて完成したにもかかわらず、台湾米穀移出管理制度の出現によってその一角が崩され、過剰時における農林省の植民地米移入制限の能力が弱化するにあつた。しかも、米穀配給統制法制定の準備を進めていた農林省にとって植民地米、とりわけその移入に対する規制力を弱めることは容認しがたいことであつたのである。<sup>(21)</sup>

台湾総督府は、三七年末に召集される第七三議会でその承認を得るため成案を急いだ。このため、農林省と台湾総

督府の折衝は一二月初頭から本格的に開始された。しかし台湾総督府総務長官森岡二郎が持参した総督府案の骨子は、前記「要綱」と同様のものでは<sup>(22)</sup>。これに対して農林省はまず、「台湾米の移出に強度の管理委託専売をなすことが島内産業政策上必要であれば決して専売制度そのものに対して反対はしない」としながら、総督府が移出価格・移出数量を独自に決定することになれば「現行の米穀統制は完全に破壊され逆に内地米価が湾米により左右されるおそれがある」として、「農林省の米穀政策に順応するため常に連絡協調して実施すること」が必要である旨を表明した。<sup>(23)</sup>

農林省は、米価を引き下げることによって、急増する台湾米生産を一定程度抑制することについては積極的な意見を提示せず総督府の方法に基本的に同意した。したがって、両者の折衝の主たる争点は、総督府が買い上げた移出用米穀を内地に向けて販売する場合に、それを実行する権限をどちらが掌握するかというところにあった。

すなわち、台湾総督府は、「今回農林省が台湾米ノ販売ニ当タルハ従来ノ経緯ニ鑑ミ又台湾ニ於ケル農民ノ無智ト民俗ヲ異ニスル關係上勢ヒ母国ノ為ニ米穀管理ヲ行フガ如キ悪印象ヲ島民ニ与ヘ惹イテハ台湾統治ヲ困難ナラシム」<sup>(24)</sup>として、植民地統治の原則論によって農林省の議論に反論した。これに対して農林省米穀局は「台湾の米穀管理には賛成」<sup>(25)</sup>したが、その条件として五項目から成る「試案」を作成した。それは、①総督府は買い上げた移出用米穀をすべて農林省に委託して販売する、②農林省は委託された米穀を①月別平均的に②時価により③農林省の監督下に組織された移出業者に対して売り渡す、③売り渡し総額から総経費を控除した残額を農林省は総督府に支払う、④米穀自治管理法は台湾に適用しないことにし、同法による台湾の割り当て貯蔵量は総督府が別途施策を講じて貯蔵する、⑤米穀統制法第四条による季節出回調節のための米穀売買は台湾に限り廃止する、というものであった。<sup>(26)</sup>このように農林省の主張は、同省が主管する米穀統制法・米穀自治管理法の対象地域として台湾を除外するかわりに、総督府ではなく同省が、内地への台湾米移出のコントロールを主体的に行おうとするものであった。

両者の妥協工作は拓務省が介在してすすめられた。台湾総督府は、①移出業者により「組合」を組織させる、②総

督府は「組合」または組合員に対して月別平均的に時価で米穀を売り渡す、③農林省は「米穀政策遂行上支障ヲ来サヌ様」に「組合」・組合員を「監督」する、④総督府の売り渡し条件は農林省の「監督」をうける、という「プール案」をまとめて、農林省による一定の「監督」権を認めるといふ形で譲歩した。<sup>(27)</sup>しかし、農林省は販売権の掌握を目指し、「より強力なる監督権を保留せん」<sup>(28)</sup>と主張したため妥協は成立しなかった。このため、台湾米穀移出管理の法は企画院で再検討されることになったが、その作業はすすまず「停頓の憂目を見」<sup>(29)</sup>たため、第七三議会への提出は不可能となったのである。

以上、台湾について検討してきたが、一方、開戦当初における朝鮮の米穀生産・流通に対する規制政策は、台湾ほど急速にはすすまなかった。朝鮮の一九三七年産米の収穫量は豊作であった前年をさらに大きく上回る記録的な大豊作となった。これに対し、朝鮮総督府農林局長湯村辰二郎は、同年一〇月、「出来得る限り貯蔵を為し出来秋放売の軽挙を慎まれんことを希ふて已まぬ次第である」<sup>(31)</sup>と農村に対して要望していた。

農林省は、米穀供給過剰の場合には、朝鮮に対して米穀自治管理法の適用が可能であった。しかし前述のように、「米ノ配給機構ニ付テ是非内外地共ニ或種ノ統制ヲ加ヘル」必要があるとしていた同省は、台湾と同様に、朝鮮からの米穀移入に対しても規制を強化しようと企図していたのである。

#### 註

- (1) 農林省米穀局『米穀要覧』一九四一年。
- (2) 前掲、拙稿「一九三〇年代における食糧政策の展開」六五頁、前掲、平賀「日中戦争の拡大と農業政策の転換」七―八頁。
- (3) 農林大臣官房調査課『農林協議会記録』一九三九年、一二五頁。
- (4) 台湾総督府『第七十四回帝国議会台湾米穀移出管理関係議事録』一九三九年、三三二頁。

- (5) 前掲『農林協議会記録』四四―五頁。周東米穀局長は「国ヲ賭スルヤウナ大キナ戦争ヲシタ後ニ於ケル農村問題等ヲ考ヘテ見マス、欧羅巴ノ事情等カラ考ヘテ見マシテモ、可ナリ大キナ戦争後ニハ国内ニ不景氣ノ襲来ガアル、其ノ為ニ農村ガ相当ニ影響ヲ受ケルト云フノガ従来ノ各国ノ歴史ノ示ス所デアリマス」(同、四五頁)と述べている。
- (6) 『大阪朝日新聞』一九三七年一月二日。大阪朝日新聞社主催の農村問題座談会において、前農林省農務局農政課長で当時企画院調査官であった田中長茂は、「もし事変が――もしといふとをかしいですが――長引かず早く納まり、作つてゐた作物の生産過剰が起つて価格が暴落するといふやうなことが起らぬとも限らぬと思ひます」と述べ、その「対策」を検討する必要があると主張した。
- (7) 同右。同座談会で有馬農相は、「外地その他から食糧を仰ぐといふ建前にして置いた方がいゝか、あるひはさういふことは海上封鎖を受けるやうな場合があつたとして――ないと思ひますけれども――あつたとしても食糧上の不安がないやうにして置くべきではなからうかといふ問題が〔中略〕もう少し大きな問題かも知れませんが」と述べた後に、「事変といふことを頭へ入れますと〔中略〕ある程度まで内地の食糧確保、食糧の自給といふやうなことも相当重く考へる必要があるのではないか」と、植民地ではなく内地の増産による食糧確保がより重要であるという判断を下している。
- (8) 前掲『第七十四回帝国議会台湾米穀移出管理関係議事録』三三一頁。桜内農相の発言。
- (9) 台湾総督府は代作奨励によって米作の減反をはかるほか、水利事業の制限を開始した(川野重任『台湾米穀経済論』一九四一年、二二頁)。
- (10) 農林大臣官房総務課『農林行政史』第四卷、一九三九年、二五六頁。
- (11) (12) 前掲『農林協議会記録』四四頁。
- (13) 台湾総督府『台湾米穀移出管理の解説』六頁。
- (14) 台湾の農業生産額全体に占める米穀生産額の割合は、一九二〇年代なかばには五〇%前後であったが、同年代後半期には減少して、三一年には四〇・六%へと推移した。しかしそれは三〇年代前半期に激増し、三五年には五四・六%になった(『主要農産額累年比較』△『台湾米穀管理書類』一▽)。
- (15) 前掲『台湾米穀移出管理の解説』四頁。
- (16) 台湾総督府が米穀移出管理制度を構想した理由として、さらに、台湾の「工業化」をはかろうとする総督府の意図があつたことを指摘できる。すなわち、『大阪毎日新聞』は、「〔台湾における〕米専売が熱心に議論され始めたのは昨秋日本産業



の鮎川社長が本島視察に際して「高米価がもたらした」農村繁栄による労働力の極端なる缺乏を指摘し台湾工業化を目指す小林統治に一警告を發したときからである（一九三七年一〇月三日）と報じている。また、台湾総督府「台湾ノ産業政策（未定稿）」△『台湾米穀管理関係書類』二▽一九三七年一〇月、をも参照。台湾における産業政策全体のなかで、台湾米穀移出管理制度が如何なる位置を占めるかについては、後日の分析に譲りたい。

(17) △『台湾米穀管理関係書類』一▽

(18) 前掲「台湾ノ産業政策（未定稿）」一二丁。なお、米価が抑制される結果として、米に次ぐ有利な作物であった甘蔗作への集中的な転作が予想された。このため、総督府は甘蔗作に対しても「作付面積や買入価格等にも統制を加へ」る方針を固めていた（前掲『台湾米穀移出管理の解説』二二頁）。

(19) 「台湾米穀管理案ニ対スル意見（外地課）」△『台湾米穀管理関係書類』一▽、農林省米穀局用箋を使用。

(20) 農林省米穀局「昭和十二年十一月二十九日台湾米穀管理案ニ対スル意見（未定稿）」△『台湾米穀管理関係書類』三▽。

(21) この主張は、米穀局の諮問機関である米穀局顧問会議の支持を得た、同会議の「要綱」に対する批判には、「今日何等不都合ナク円滑ニ行ハレ居ル米穀統制法ト米穀自治管理法トニ除外例ヲ設ケ米穀政策ヲ二元化ニ導クコトハ面白カラズ」（顧問会議ニ於ケル意見ノ大要（十二月十三日）」△『台湾米穀管理関係書類』一▽一九三七年、の第四項）という一項があった。

(22) (23) 『大阪毎日新聞』一九三七年二月九日。

(24) 「記」△『台湾米穀管理関係書類』二▽一九三七年二月六日、第六項、作成者は台湾総督府と推定できる。

(25) 「〔無表題〕」△同右▽一九三七年二月一〇日。農林省米穀局用箋に記されている、米穀局長荷見安のものと思われるモノ。  
モ。

(26) 「試案」△同右▽一九三七年二月二日。農林省米穀局用箋を使用。

(27) 「ブルル案ノ具体的説明」△同右▽一九三七年。作成者は台湾総督府と推定できる。

(28) 『大阪毎日新聞』一九三七年二月一日。

(29) 同右、一九三七年二月一六日。

(30) 『東京朝日新聞』一九三八年六月七日。

(31) 『京城日報』一九三七年一〇月三日。

### 三 東亜農林協議会

日中戦争開戦当初における、植民地および満州・北支・中支の米穀に対する農林省の規制政策の基本方針は、三八年八月に東京で開催された農林協議会——それは一般に東亜農林協議会とよばれた——において確定した。

同年六月二日の農林省省議において有馬農相は、「今後の農林政策樹立に当つては飽くまで日滿支ブロック経済圈内に於て調整すべく、その間外地、満州国、支那との関渉事項に關しては農林省より提案して適當なる聯絡機關を設けて善処したい<sup>(1)</sup>」と述べていた。その後、農林参与官助川啓四郎が「日滿支蒙疆を通ずる農業ブロックの計画經濟の確立」のため現地当局と打合せをとげ、同月なかばに帰東して農相と会談した結果、農林省の主催によって、「東亜農業ブロック」の「計画經濟樹立」を目的とする「東亜農林協議会」が、現地当局者を東京に集めて開催されることになった<sup>(2)</sup>。

農林協議会は八月一五日から二〇日まで開催され、一四の議案が審議されたが、農林省が提出した議案第一号「米穀ニ関スル事項」は次の二項目から成っていた。

- 一 戦時ニ於ケル食糧ノ供給ヲ確保シ米穀ノ数量及価格ノ統制ヲ容易ナラシムルト共ニ戦後ニ於テ起ルコトアルベキ經濟ノ變動ニ対応スル様内外地ニ互リ配給機構ヲ規整シ置クコト
- 二 前項ノ目的ヲ達成スルニ必要ナル米穀事情其ノ他ノ重要事項ヲ審議スル為内外關係者ヲ以テ組織スル委員會ヲ設クルコト<sup>(3)</sup>

この農林協議会では、議案を協議した結果として何等かの議決を行うという形式はとられなかったが、農林省および現地当局が現地産米に対して施行する諸規制策の基本的な方針が、質疑応答の過程で確認されることになった。

そこで次に、議案第一号を審議した第一小委員会の議事を検討していこう。まず第一に、満州・北支・中支についてみる。満州に関しては、「満州国については、米穀自給自作の方針で進み、日本へは輸出せず」という方針が再確認された。これはすでに決定をみていたものであり、小委員会の議論の冒頭に、議長の農林省経済更生部長小平権一が、「米穀ノ満州関係ニ於テハ別ニ問題ナシト思フ」と述べたとおりであった。この小委員会で五十子農務司長は、一九四一年に自給自足が達成できる見通しを明らかにした。<sup>(6)</sup>

また、北支・中支に関しては、これまでとくに施策は講じられていなかったが、農林省は、周東米穀局長が現地当局者に対して、「北支中支ノ食糧問題ニ考及ブトキ米作ノ問題ガアル〔中略〕満州国ニ於ケルガ如ク強力ナル統制下ニ其ノ輸出、生産ヲ置カレタラドウカト思フ」と述べたように、内地の米穀政策にリンクした施策を実施することを要求した。その結果現地当局者は、同地においても「大体満州国と同様の方針」を採用して、「米穀管理会社」を設置する計画を明らかにした。<sup>(8)</sup>

第二に、植民地についてみよう。まず台湾に関しては、農林協議会の開催に先立ち、台湾米穀移出管理制度をめぐる農林省・台湾総督府間の対立の打解がはかられた。すなわち六月に、有馬農相と台湾総督小林躋造がこの問題に関して会見した後両者の折衝が進展し、七月二七日には一応の妥協案が成立して農林省米穀局長・台湾総督府殖産局長・拓務省殖産局長の間に協定書が作成された。それは次の九か条から成っていた。すなわち、①台湾総督府は、農林省と「協議」して決定した内外地の米穀需給推算を基準として「生産目標」をたてる、総督府は農林省と「協議」して月別移出計画をたてる、年間移出量は「原則」として限定しない、②総督府は台湾米の販売を農林省に委託する、③農林省はその業務を「米穀配給株式会社」(以下「会社」と略記する)に代行させる、④新設される「会社」は受託米を台湾米移入業者に販売する、⑤農林省が「会社」に「米穀統制上重要ナル処置」を講ずる場合は総督府に「連絡」のうえ行い、⑥「会社」が販売契約を結んだ場合は農林省・総督府にその旨報告し、農林省係官の立ち会いのも

とに現物を引き渡す、⑦販売代金は「会社」が徴収して総督府に送金する、⑧総督府は農林省と協議して「会社」に手数料を支払う、⑨「会社」が成立しない場合は、現在の台湾米移入業者によって「台湾米穀販売会社」を組織させる、というものであった。<sup>(10)</sup>

新設の「会社」とは、当時併行して農林省が検討を進めていた米穀配給統制法の規定によって設立が予定されていたもので、内地唯一の米穀市場となる日本米穀株式会社のことであった。同社が設立されるのは三九年七月であるが、このように、移出台湾米は農林省の監督下におかれる同社によって独占的に販売されることになったのである。こうして、農林協議会が開催される直前に、台湾米穀移出管理制度をめぐる農林省・台湾総督府の最も基本的な対立点は、農林省・「会社」による移入規制が貫徹し、総督府が一定の譲歩をするというかたちで「諒解成立」<sup>(11)</sup>となったのである。

このため、農林協議会はこの諒解案があらためて確認される場となった。すなわち小委員会において台湾総督府の委員は、「台湾米ノ管理ニ付テハ既ニ農林省トノ間ニ話済ニシテ事変関係トシテ台湾米ノ移出ノ問題ガ悪影響ヲ残サナイ様戦時農産物(主トシテ苧麻、黄麻)ヲナルベク多ク生産スル様ニ米作ノ生産方面ニ相当制限ヲスル」<sup>(12)</sup>ことを表明したのである。

さらに農林協議会において農林省は、朝鮮米に関しても台湾と同様に、その移入を農林省・日本米穀株式会社の下に置くという原則を、朝鮮総督府に承認させることに成功した。つまり、朝鮮米の「内地新配給機構への参加は難関視されてゐた」が、「今回の委員会の結果、朝鮮総督府でも事変下の米穀問題の重要性を認識し、内外地米穀政策一元化の大勢に順応して内地配給機構改革に協力する原則を承認した」<sup>(13)</sup>のであった。

こうして、いわゆる「東亜農業ブロック」における農林省米穀政策の基本的な枠組として、①満州・中支・北支からの米穀流入を阻止して「内外地ブロックのみによつて需給計画を樹立」<sup>(14)</sup>し、②さらに外地米の移入に対する規制力

を強化していく、という方針が確定したのである。

## 註

- (1) 『東京朝日新聞』一九三八年六月三日。
- (2) 同右、一九三八年六月一八日。
- (3) 前掲『農林協議会記録』四一頁。
- (4) 『報知新聞』一九三八年八月二〇日。
- (5) (6) 前掲『農林協議会記録』一二二頁。
- (7) 同右、一二三頁。
- (8) 『報知新聞』一九三八年八月二〇日。
- (9) 『東京朝日新聞』一九三八年七月三〇日。
- (10) 「管理米ノ移出並販売方法ニ関スル協定書」△『米穀対策関係書類』二〇一―一九三八年七月二七日。なお、『大阪毎日新聞』一九三八年八月五日も参照。
- (11) 『東京朝日新聞』一九三八年七月三〇日。
- (12) 前掲『農林協議会記録』一二六頁。
- (13) (14) 『報知新聞』一九三八年八月二〇日。

## おわりに

ここでは、米穀輸移入に対する農林省の対外的な諸規制政策が、内地の米穀政策にとって如何なる意味をもっているのかを若干検討することにより、本稿の結びとしたい。

農林省のこうした諸施策が、開戦前から内地ですすめられていた米穀流通機構に対する規制政策を、より完璧なも

のにすることを目的としていたことは、これまで述べてきたとおりである。しかしそれは、米穀配給統制法の制定という米穀政策の長期的な構想の下で要請された施策であると同時に、開戦当初の時期においては、当時の短期的な政策課題から強く要請されたものでもあった。

すなわち、開戦当初の米穀政策は、①内地における米穀増産、②政府所有米量の増加による米価の安定、をはかることを応急的な戦時対策とし、戦時の食糧問題をのりきろうとした。つまり、農林省は米穀の供給について問題はな<sup>(1)</sup>いとしながらも、その供給をより確実なものとするため、三八年度には、「本年の米作については農村の労力不足に鑑み、又天候その他の事由による生産減退の懼れなきを保せざることをも考慮」して「其生産維持に要する経費約五十万円を計上し収穫の確保を図る計画」があることを明らかにしていた。このための増産は、「戦後」を考慮して内地を対象に約三〇〇万石を目標として実施され、その主眼は耕地の拡張ではなく反収の増加におかれた。

しかし、農林省の応急策の力点は①よりもむしろ②におかれたと言えよう。三四年末以降米価は長かった低迷状態を脱して上昇し、米穀統制法の定める最高価格に接近することが多くなった。三七年にも米価は、最高価格三三円九〇銭にあと約一円という状態が四月以降続いていた。これに対して、農林省は政府所有米を米穀市場に放出することなどによって米価を最高価格以下に維持していた。このため政府所有米量は次第に減少し、一九三六米穀年度当初には五九二万石あったものが三七米穀年度末には三四九万石へと推移した。<sup>(3)</sup>

他の諸物価水準に比べれば、米価水準は上昇しながらも徐々に低下していった。<sup>(4)</sup>しかし、政府は主食価格の高騰を憂慮し、戦前の四月には荷見米穀局長が、「当面最高米価を引上げるやうなことは絶対でない」<sup>(5)</sup>と表明していた。この公約は守られなかったものの、一二月に改訂された最高価格は三五円四〇銭に抑えられ、引き上げ幅は最低価格に比して小幅であった。日中戦争勃発後、内地を対象とする米穀政策の応急的な課題のなかで、米価上昇の抑制は最も重要なものの一つとなった。

このため、農林省は政府所有米を多量に保有することによって、当面の米価の騰勢に対処しようとした。有馬農相は「政府米を相当多く有つてゐるといふことが必要であり、それが「戦時の場合の食糧政策から見て便宜<sup>(6)</sup>」であると主張していたが、その目的は、戦時下の米価上昇に対する農林省の米価調節能力を高めることにあった<sup>(7)</sup>。

ところで、農林省が政府所有米の充実はかる場合、植民地米の買収も内地米同様に重要であった。このため、農林省の強い監督権が認められた台湾米穀移出管理制度が実施されることは、政府の台湾米買い上げをより円滑にするものと期待された。すなわち、開戦当初にその方向が確定した、輸移入米に対する農林省の権限強化の最大の意義は、輸移入米が同省・日本米穀株式会社による内地米穀流通機構の管理下におかれるため、同省は政府所有米量の増加をより円滑にできる、という点にあった。つまり農林省にとってこの制度のメリットは、「この方法によれば、内地の米相場を攪乱される惧なくして政府米の手持を豊富にする事を得<sup>(8)</sup>」ると報じられたとおりであったのである。

このように農林省の応急策の基本構想は、「戦後」を睨んで植民地からの供給増加を抑制しながら、政府所有米の増加をはかることによって当面懸念される米価の騰貴に対処しようとするものであった。しかし、こうした構想に基づく応急措置は、①戦争が長期戦の様相を呈し、②凶作・消費増加・軍用米増加などにより需給関係が激変し、③このため政府所有米が激減する、という新たな条件が出現することにより、三九年末には早くも挫折することになる。

#### 註

- (1) 『大阪時事新報』一九三八年五月八日。
- (2) 前掲『農林協議会記録』一二五頁。
- (3) 「米穀統制法施行以来政府所有米受払調」△『米穀対策関係書類』三〇一―一九四〇年。
- (4) 米価指数を日本銀行調査の物価指数で除した「米価率」は、一九三五米穀年度には一・三七三であったが、三六年度には一・三二七、三七年度には一・一四八へと低下した（農林省米穀局『米穀要覧』一九四一年）。
- (5) 『大阪朝日新聞』一九三七年四月二〇日。

- (6) 同右、一九三七年一月二日。
- (7) 農林省米穀局では、「国民食糧ノ確保其ノ価格安定ヲ図」(今回ノ事変ニ伴ヒ米穀ノ応急措置ニ関スル法律ノ制定ヲ必要トスル理由)∧『米穀ノ応急措置ニ関スル件』∨一九三七年八月)るためには、当時の政府所有米量四五〇万石を六〇〇万石に増加する必要があるとしていた(農林省米穀局「米穀ノ応急措置ニ関スル法律案ニ対スル予想質問並ニ答弁資料」∧同∨一九三七年九月)。さらに、軍用米が政府所有米から供出されることになったため、農林省は政府所有米の充実をはかることを目的とする「米穀ノ応急措置ニ関スル法律」制定の準備をすすめた(前掲『農林行政史』第四卷、二五一頁)。
- (8) 『東京朝日新聞』一九三七年七月三〇日。